

自転車も車と同じルールが適用されます

苫小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



車道を通行する自転車に接触しそうになってヒヤッとしたという相談がありましたので、自転車と道路交通法の関係について説明してみようと思います。

道路交通法上、自転車は軽車両に該当するため、同法では車両として扱われます。

そのため、歩道と車道の区別のある道路においては、自転車は車道を通行するのが原則となり(なお、普通自転車の場合、自転車道が設けられている道路では原則として自転車道を通行しなければなりません。)、車道の左側を通行しなければならないと規定されており、これに違反した場合の罰則規定もあります。

歩道を通行できるのは、道路標識等で歩道通行が許されている場合、13歳未満70歳以上又は身体の障害を有する者が運転する場合、車道や交通状況から歩道通行がやむを得ない場合とされており、その場合、歩道の中央から車道寄りの部分を徐

行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければならないとされています。

このように、自転車は車道通行が原則ですので、車道の中央を走行しているような場合は別として、車道の左側を走行している自転車は、車の側から見て危険だと思ったとしても、自転車の車道通行は道路交通法上のルールに沿ったものですから、むしろ車の方が自転車に注意して走行しなければなりません。

その他、自転車運転者にも道路交通法上の酒気帯び運転の禁止は適用されますし、令和5年4月1日施行の改正道路交通法によって、ヘルメット着用の努力義務の対象が自転車運転者全員(従来は13歳未満の児童等が対象)となったことにも注意が必要です。ヘルメット着用は、努力義務のため罰則はありませんが、会社等で自転車通勤を許容しているような場合には適正な対応が必要でしょう。

リーガルチェック

岩見沢事務所長 弁護士
小野田 充宏



リーガルチェックとは、契約書などの文書に法的な観点からみて問題がないかをチェックすることです。私の業務に占める割合も高く、毎日のように1日数件はリーガルチェックを行っています。

よくあるのは、自社で作成したり、取引の相手方から提示された契約書について、法的な観点から問題がないか(法令違反、契約が無効となるような内容は含まれていないか、自社にとって不利益な点はないか等)をチェックしてほしい、というご依頼です。弁護士としては、示された契約書の内容を確認した上で、法令違反の可能性があれば削除や修正、あるいは監督官庁へ事前相談をすべきことを助言したり、この契約内容ではトラブルが発生した場合にはこのような結果となるリスクがある旨を指摘したり、自社のリスクをカバーするために必要な条項が盛り込まれていないならばそのような条項を追加するよう提案する、などといった形でリーガルチェックを行い、結果を報告します。

さらに、新たなビジネスに取り組むケースなどが典

型ですが、他の取引の契約書を参考に契約書案を作ってみたものの、本当にこれで十分か?といったご相談を受けることも少なくありません。この場合は、上記のような点のほか、これから取り組みたいビジネスの内容についてご説明を受けた上で、契約内容がビジネスの実態に適合したものになっているか、なっていない場合の修正案等についても検討します。

最近では、AIを活用したリーガルチェックのサービスもあります。日々多くのリーガルチェックを行っている私の感覚では、提示された契約書に書いてあることに問題がないかをチェックするのは自分自身で行った方が早くて正確ですが、「書いていないけれども盛り込んでおいた方がよいかもしれない」といったことを確認するにはAIサービスは役に立つように思っています。

リーガルチェックは、紛争を予防したり、紛争が発生した場合のリスクを軽減するために有用ですので、ぜひご相談いただければと思います。